

広島県告示第九百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
暮らしサポートセンター みはライン	三原市糸崎五丁目一七番一―号	令和六年五月一日
訪問看護ステーションみ つ帆	尾道市美ノ郷町三成三〇五八番地 ア ーバン内海D五	令和六年八月一日
中村医院	三次市布野町上布野一四八五番地一	令和六年八月二九日
はらだ眼科	東広島市西条町助実一―七二番地 オ ールファーマシータウン×占部産婦人 科二階	令和六年一〇月二日
おかざき泌尿器科	東広島市西条町助実一〇六三番地一	令和六年九月一八日
オリーブ薬局	東広島市西条町助実一〇六四番地三	令和六年九月一八日
満井薬局駅前支店	東広島市河内町中河内七〇二番地三	令和六年一〇月一日
もみじ薬局 戸河内店	山県郡安芸太田町戸河内八一三番地七	令和六年九月一日